

四半期報告書

(第108期第2四半期)

株式会社 愛媛銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【事業等のリスク】	5
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【提出会社の状況】	18
1 【株式等の状況】	18
2 【役員の状況】	20
第4 【経理の状況】	21
1 【中間連結財務諸表】	22
2 【その他】	61
3 【中間財務諸表】	62
4 【その他】	77
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	78

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月25日
【四半期会計期間】	第108期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)
【会社名】	株式会社愛媛銀行
【英訳名】	The Ehime Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	頭取 中山 紘 治 郎
【本店の所在の場所】	愛媛県松山市勝山町2丁目1番地
【電話番号】	松山(089)933局1111番(大代表)
【事務連絡者氏名】	企画広報部長 木 藤 環
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区岩本町3丁目2番4号 株式会社愛媛銀行東京事務所
【電話番号】	東京(03)3861局8151番
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 南 栄 一
【縦覧に供する場所】	株式会社愛媛銀行 高知支店 (高知市はりまや町1丁目4番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

(注) 高知支店は、金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため備えるものであります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成23年度 中間連結 会計期間	平成21年度	平成22年度
		(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	22,187	23,046	21,625	43,813	42,975
連結経常利益	百万円	3,659	4,376	4,853	6,546	7,116
連結中間純利益	百万円	2,161	2,311	2,560	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	3,550	2,895
連結中間包括利益	百万円	—	2,391	3,787	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	—	2,230
連結純資産額	百万円	76,280	78,153	80,710	76,298	77,457
連結総資産額	百万円	1,725,723	1,864,159	2,032,551	1,787,467	1,906,294
1株当たり純資産額	円	427.77	437.91	452.05	427.57	433.83
1株当たり中間純利益金額	円	12.19	13.03	14.44	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	20.02	16.33
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	4.39	4.16	3.94	4.24	4.03
連結自己資本比率 (国内基準)	%	9.33	9.54	9.78	9.30	9.45
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	49,653	24,495	6,080	18,272	83,186
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△48,623	△26,491	△38,646	△66,311	△53,722
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△535	△535	△535	△2,071	△1,070
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	85,174	32,048	29,881	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	34,574	62,977
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,633 [365]	1,629 [395]	1,644 [419]	1,569 [369]	1,572 [397]

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額は、潜在株式がないため記載しておりません。
4. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
6. 平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
7. 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理をしております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第106期中	第107期中	第108期中	第106期	第107期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
経常収益	百万円	20,437	21,383	20,143	40,181	39,697
経常利益	百万円	3,483	4,081	4,653	6,104	6,643
中間純利益	百万円	2,057	2,132	2,447	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	3,260	2,635
資本金	百万円	19,078	19,078	19,078	19,078	19,078
発行済株式総数	千株	177,817	177,817	177,817	177,817	177,817
純資産額	百万円	74,399	75,874	78,149	74,173	75,023
総資産額	百万円	1,717,011	1,855,718	2,024,378	1,778,973	1,897,956
預金残高	百万円	1,525,881	1,629,605	1,720,060	1,612,492	1,652,438
貸出金残高	百万円	1,298,309	1,311,673	1,324,001	1,313,583	1,328,380
有価証券残高	百万円	270,016	314,889	379,427	285,878	339,225
1株当たり中間純利益金額	円	11.60	12.03	13.80	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	18.38	14.86
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	円	3.00	3.00	3.00	6.00	6.00
自己資本比率	%	4.33	4.08	3.86	4.16	3.95
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.29	9.47	9.64	9.24	9.36
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,521 [339]	1,518 [372]	1,527 [398]	1,458 [343]	1,460 [373]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、潜在株式がないため記載しておりません。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
5. 平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

該当ありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1)業績の状況

<金融経済環境>

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興が早期に進まない中で、欧米の財政不安による世界的な景気の停滞や、急激な円高進行等、先行きに対する不安感を払拭できない状況が続きました。

当行が営業基盤とする愛媛県内の経済情勢におきましても、業種間や地域間でばらつきはあるものの、まだまだ厳しい環境が続くものと予想されます。

<経営方針>

当行は、地域金融機関として地域の皆様に親しまれ、信頼される銀行として地域の発展とともに歩んでまいりました。

「ふるさとの発展に役立つ銀行」、「たくましく発展する銀行」、「働きがいのある銀行」を経営理念として、コンプライアンスの徹底とリスク管理態勢の一層の強化及びディスクロージャーの充実を図り、連結子会社を含めて自己責任原則に基づく健全・堅実経営に徹し、安定した収益基盤の確立に努めております。

<業績等>

このような状況にあって当行グループは、引き続きお客様第一主義の経営、地域経済に根ざした様々な取り組みを行い、業績の向上に努めてまいりました。

経常収益は、貸出金利の低下を主因に216億25百万円と、前年同期比14億21百万円減少しました。しかしながら、与信管理を徹底したことから信用コストが大きく減少し、経常利益は前年同期比4億76百万円増加し48億53百万円、中間純利益は前年同期比2億49百万円増加し25億60百万円と、順調に当初計画を上回る利益を計上することができました。

また、報告セグメントのうち銀行業の当四半期連結累計期間における経常収益は、運用金利低下の影響を受けて、前四半期連結累計期間比11億70百万円減少し100億33百万円となり、経常利益は前四半期連結累計期間比1億73百万円減少し23億53百万円となりました。

今後も、「最初に相談される銀行」という愛媛銀行ブランドの確立を目指し、地域No.1の金融サービスの提供を図るとともに、地域金融機関としての公共的使命と社会的責任を果たすため、金融サービス事業を通じて、お客様により信頼される企業活動を実践してまいります。

(2)キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前年同期比21億66百万円減少し、298億81百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動による資金は、預金・譲渡性預金が大幅に増加しましたが、コールローン等の運用へ振り向けたことから、前年同期比184億14百万円減少し60億80百万円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

積極的に債券等有価証券へ投資したことから、投資活動により使用した資金は、前年同期比121億54百万円増加し386億46百万円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動により使用した資金は、配当金の支払いにより前年同期と同額の5億35百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

(業績説明)

第2四半期連結累計期間の資金運用収益は、金利低下により156億74百万円と前第2四半期連結累計期間比7億40百万円減少しました。資金調達費用も同様に減少しましたが、預金等が大幅に増加したことから前第2四半期連結累計期間比2億75百万円減少の15億9百万円となりました。この結果、資金運用収支は141億64百万円と前第2四半期連結累計期間比4億65百万円の減少となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	13,646	983	—	14,629
	当第2四半期連結累計期間	13,159	1,005	—	14,164
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	15,351	1,206	△143	16,414
	当第2四半期連結累計期間	14,622	1,172	△120	15,674
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	1,705	222	△143	1,784
	当第2四半期連結累計期間	1,462	167	△120	1,509
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	703	39	—	743
	当第2四半期連結累計期間	815	41	—	856
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	1,637	50	—	1,687
	当第2四半期連結累計期間	1,765	52	—	1,818
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	933	10	—	944
	当第2四半期連結累計期間	949	11	—	961
特定取引収支	前第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
うち特定取引収益	前第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
うち特定取引費用	前第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	4,310	220	—	4,531
	当第2四半期連結累計期間	2,927	246	—	3,173
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	4,394	220	—	4,615
	当第2四半期連結累計期間	3,109	246	—	3,356
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	84	—	—	84
	当第2四半期連結累計期間	182	—	—	182

(注) 1 「国内業務部門」は、当行及び子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び子会社の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 「相殺消去額」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

(業績説明)

役務取引等収益は、預り資産の販売手数料を中心に、前第2四半期連結累計期間比1億31百万円増加し、18億18百万円となりました。役務取引等費用は、前第2四半期連結累計期間比17百万円増加し9億61百万円となったことから、役務取引等収支は8億56百万円と前第2四半期連結累計期間比1億13百万円増加しました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	1,637	50	—	1,687
	当第2四半期連結累計期間	1,765	52	—	1,818
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	477	—	—	477
	当第2四半期連結累計期間	496	—	—	496
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	560	47	—	607
	当第2四半期連結累計期間	543	50	—	594
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	131	—	—	131
	当第2四半期連結累計期間	256	—	—	256
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	286	—	—	286
	当第2四半期連結累計期間	285	—	—	285
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	39	—	—	39
	当第2四半期連結累計期間	37	—	—	37
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	32	2	—	34
	当第2四半期連結累計期間	24	2	—	26
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	933	10	—	944
	当第2四半期連結累計期間	949	11	—	961
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	110	9	—	119
	当第2四半期連結累計期間	108	11	—	119

(注) 「国内業務部門」とは当行及び子会社の円建取引、「国際業務部門」とは当行及び子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	1,566,745	61,635	—	1,628,381
	当第2四半期連結会計期間	1,662,854	56,009	—	1,718,864
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	544,029	—	—	544,029
	当第2四半期連結会計期間	591,552	—	—	591,552
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,016,940	—	—	1,016,940
	当第2四半期連結会計期間	1,064,928	—	—	1,064,928
うちその他	前第2四半期連結会計期間	5,774	61,635	—	67,410
	当第2四半期連結会計期間	6,373	56,009	—	62,382
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	80,021	—	—	80,021
	当第2四半期連結会計期間	164,487	—	—	164,487
総合計	前第2四半期連結会計期間	1,646,767	61,635	—	1,708,403
	当第2四半期連結会計期間	1,827,341	56,009	—	1,883,351

(注) 1 「国内業務部門」とは当行及び子会社の円建取引、「国際業務部門」とは当行及び子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,312,037	100.00	1,324,600	100.00
製造業	127,774	9.74	124,094	9.37
農業、林業	3,738	0.28	3,097	0.23
漁業	5,494	0.42	4,850	0.37
鉱業、採石業、砂利採取業	291	0.02	261	0.02
建設業	52,635	4.01	46,374	3.50
電気・ガス・熱供給・水道業	1,511	0.12	1,664	0.13
情報通信業	7,385	0.56	7,046	0.53
運輸業、郵便業	139,983	10.67	141,772	10.70
卸売業、小売業	117,169	8.93	110,270	8.32
金融業、保険業	19,026	1.45	29,189	2.20
不動産業、物品賃貸業	110,269	8.40	105,519	7.97
各種サービス業	151,396	11.54	146,160	11.03
地方公共団体	98,102	7.48	109,300	8.25
その他	477,258	36.38	494,997	37.37
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,312,037	—	1,324,600	—

(注) 1 「国内」とは、当行及び子会社で特別国際金融取引勘定分を除いたものであります。

2 当行には海外店及び海外に子会社を有する子会社はありません。

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	17,857	16,356	△1,501
経費(除く臨時処理分)	10,609	10,504	△105
人件費	5,833	5,814	△19
物件費	4,138	4,036	△102
税金	637	653	16
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	7,248	5,851	△1,397
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	7,248	5,851	△1,397
一般貸倒引当金繰入額	△224	—	224
業務純益	7,472	5,851	△1,621
うち債券関係損益	3,041	1,769	△1,272
臨時損益	△3,391	△1,198	2,193
株式等関係損益	△404	△1,204	△800
不良債権処理額	2,800	186	△2,614
貸出金償却	1,170	186	△984
個別貸倒引当金繰入額	1,533	—	△1,533
その他の債権売却損等	96	—	△96
貸倒引当金戻入益	—	421	—
償却債権取立益	—	7	—
その他臨時損益	△185	△235	△50
経常利益	4,081	4,653	572
特別損益	△292	△361	△69
うち固定資産処分損益	△141	△32	109
税引前中間純利益	3,789	4,291	502
法人税、住民税及び事業税	2,147	1,478	△669
法人税等調整額	△491	364	855
法人税等合計	1,656	1,843	187
中間純利益	2,132	2,447	315

- (注) 1 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋その他業務収支
2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されるため、業務費用から控除されるものであります。
4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
6 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.84	1.64	△0.20
(イ)貸出金利回	2.25	2.15	△0.10
(ロ)有価証券利回	1.11	0.86	△0.25
(2) 資金調達原価 ②	1.50	1.36	△0.14
(イ)預金等利回	0.17	0.13	△0.04
(ロ)外部負債利回	1.11	0.83	△0.28
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.34	0.28	△0.06

(注) 1 「国内業務部門」は、当行の円建諸取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は含めておりません。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	19.26	15.23	△4.03
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	19.26	15.23	△4.03
業務純益ベース	19.86	15.23	△4.63
中間純利益ベース	5.67	6.37	0.70

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	1,629,605	1,720,060	90,455
預金(平残)	1,555,201	1,615,213	60,012
貸出金(未残)	1,311,673	1,324,001	12,328
貸出金(平残)	1,308,153	1,315,730	7,577

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,073,918	1,125,896	51,978
法人	555,686	594,163	38,477
合計	1,629,605	1,720,060	90,455

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	332,756	348,562	15,806
住宅ローン残高	298,554	315,742	17,188
その他ローン残高	34,202	32,819	△1,383

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	975,008	964,975	△10,033
総貸出金残高	②	百万円	1,311,673	1,324,001	12,328
中小企業等貸出金比率	①/②	%	74.33	72.88	△1.45
中小企業等貸出先件数	③	件	94,549	93,750	△799
総貸出先件数	④	件	94,802	94,004	△798
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.73	99.72	△0.01

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	70	290	80	421
保証	1,450	8,466	1,289	7,078
計	1,520	8,757	1,369	7,499

(注) 有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返を相殺しております。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	19,078	19,078
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	13,213	13,213
	利益剰余金	35,716	37,791
	自己株式(△)	211	217
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	531	531
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	528	588
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当 額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	41	41
計 (A)	67,753	69,881	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	5,585	5,587
	一般貸倒引当金	9,550	7,097
	負債性資本調達手段等	25,100	24,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	25,100	24,000
	計	40,235	36,685
うち自己資本への算入額 (B)	37,580	36,374	
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	105,333	106,255
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,024,660	1,012,341
	オフ・バランス取引等項目	11,665	9,425
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,036,326	1,021,767

	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	66,812	64,172
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,344	5,133
	計 (E) + (F) (H)	1,103,138	1,085,940
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		9.54	9.78
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		6.14	6.43

(注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年 9 月30日	平成23年 9 月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	19,078	19,078
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	13,213	13,213
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	5,497	5,709
	その他利益剰余金	28,482	30,149
	その他	—	—
	自己株式(△)	211	217
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額 (△)	531	531
	その他有価証券の評価差損 (△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額 (△)	—	—
	のれん相当額 (△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額 (△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)	41	41
	計 (A)	65,487	67,361
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	5,585	5,587
	一般貸倒引当金	8,858	6,262
	負債性資本調達手段等	25,100	24,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	25,100	24,000
	計	39,544	35,850
	うち自己資本への算入額 (B)	37,477	35,850
控除項目	控除項目(注4) (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	102,965	103,211
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,016,301	1,004,083
	オフ・バランス取引等項目	11,665	9,425
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,027,966	1,013,509
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 (F) (G) / 8%	58,711	56,236
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,696	4,498
	計 (E) + (F) (H)	1,086,678	1,069,745
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		9.47	9.64
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		6.02	6.29

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	116	81
危険債権	326	303
要管理債権	79	128
正常債権	12,760	12,882

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	177,817,664	同左	東京証券取引所 (市場第1部) 大阪証券取引所 (市場第1部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式。 単元株式数は、1,000株。
計	177,817,664	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月1日 ～平成23年9月30日	—	177,817	—	19,078,883	—	13,213,941

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行 株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	11,589	6.51
日本トラスティ・サービス信託 銀行 株式会社 (信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	9,476	5.32
株式会社 みずほコーポレート 銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3-3	5,394	3.03
愛媛銀行行員持株会	愛媛県松山市勝山町2丁目1	5,239	2.94
大王製紙 株式会社	愛媛県四国中央市三島紙屋町2番60号	3,753	2.11
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18-24	2,999	1.68
株式会社 損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26-1	2,795	1.57
株式会社 大和証券グループ 本社	東京都千代田区丸の内1丁目9-1	2,292	1.28
株式会社 名古屋銀行	愛知県名古屋市中区錦3丁目19-17	2,291	1.28
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	2,228	1.25
計	—	48,058	27.02

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は次のとおりです。

- ・日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口、信託口4) 21,065千株。
- ・日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 2,228千株。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	
議決権制限株式(その他)	—	—	
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 582,000	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 175,959,000	175,959	同上
単元未満株式	普通株式 1,276,664	—	同上
発行済株式総数	177,817,664	—	—
総株主の議決権	—	175,959	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1千株(議決権1個)含まれております。また、「議決権の数(個)」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が1個含まれております。

2 単元未満株式には当行所有の自己株式931株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ㈱愛媛銀行	愛媛県松山市勝山町2丁目1番地	582,000	—	582,000	0.32
計	—	582,000	—	582,000	0.32

2 【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の変動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項なし。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	事務部長	吉岡 寿治	平成23年7月31日

(3) 役職の変動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役(代表取締役)	常務取締役	島本 武	平成23年7月1日

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	64,406	31,354
コールローン及び買入手形	125,064	250,076
買入金銭債権	93	78
商品有価証券	110	119
有価証券	※1, ※7, ※8 338,637	※1, ※7, ※8 378,809
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※9 1,328,608	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※9 1,324,600
外国為替	※6 5,734	※6 4,295
リース債権及びリース投資資産	5,883	5,429
その他資産	※7 7,691	※7 7,706
有形固定資産	※10, ※11 30,483	※10, ※11 30,691
無形固定資産	743	716
繰延税金資産	8,442	7,501
支払承諾見返	7,872	7,499
貸倒引当金	△17,477	△16,328
資産の部合計	1,906,294	2,032,551
負債の部		
預金	※7 1,651,204	※7 1,718,864
譲渡性預金	102,973	164,487
借入金	※7, ※12 34,473	※7, ※12 29,008
外国為替	6	5
社債	※13 13,000	※13 13,000
その他負債	13,101	12,780
役員賞与引当金	55	—
退職給付引当金	41	55
役員退職慰労引当金	361	398
利息返還損失引当金	79	75
睡眠預金払戻損失引当金	57	57
再評価に係る繰延税金負債	※10 5,607	※10 5,607
支払承諾	7,872	7,499
負債の部合計	1,828,837	1,951,840
純資産の部		
資本金	19,078	19,078
資本剰余金	13,213	13,213
利益剰余金	35,762	37,791
自己株式	△215	△217
株主資本合計	67,838	69,865
その他有価証券評価差額金	2,247	3,445
土地再評価差額金	※10 6,808	※10 6,808
その他の包括利益累計額合計	9,056	10,253
少数株主持分	562	590
純資産の部合計	77,457	80,710
負債及び純資産の部合計	1,906,294	2,032,551

(2) 【中間連結損益及び包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
経常収益	23,046	21,625
資金運用収益	16,414	15,674
(うち貸出金利息)	14,385	13,803
(うち有価証券利息配当金)	1,779	1,574
役務取引等収益	1,687	1,818
その他業務収益	4,615	3,356
その他経常収益	328	※1 777
経常費用	18,669	16,771
資金調達費用	1,784	1,509
(うち預金利息)	1,371	1,063
役務取引等費用	944	961
その他業務費用	84	182
営業経費	12,121	12,120
その他経常費用	※2 3,734	※2 1,998
経常利益	4,376	4,853
特別利益	9	25
固定資産処分益	0	21
償却債権取立益	8	—
その他の特別利益	0	3
特別損失	300	383
固定資産処分損	141	53
減損損失	※3 93	※3 10
その他の特別損失	65	319
税金等調整前中間純利益	4,086	4,495
法人税、住民税及び事業税	2,228	1,575
法人税等調整額	△491	330
法人税等合計	1,737	1,906
少数株主損益調整前中間純利益	2,348	2,589
少数株主利益	37	28
中間純利益	2,311	2,560
少数株主利益	37	28
少数株主損益調整前中間純利益	2,348	2,589
その他の包括利益	43	1,197
その他有価証券評価差額金	43	1,197
中間包括利益	2,391	3,787
親会社株主に係る中間包括利益	2,361	3,758
少数株主に係る中間包括利益	30	28

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	19,078	19,078
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	19,078	19,078
資本剰余金		
当期首残高	13,213	13,213
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	13,213	13,213
利益剰余金		
当期首残高	33,884	35,762
当中間期変動額		
剰余金の配当	△531	△531
中間純利益	2,311	2,560
自己株式の処分	△0	—
土地再評価差額金の取崩	53	—
当中間期変動額合計	1,832	2,029
当中間期末残高	35,716	37,791
自己株式		
当期首残高	△207	△215
当中間期変動額		
自己株式の取得	△5	△2
自己株式の処分	1	—
当中間期変動額合計	△4	△2
当中間期末残高	△211	△217
株主資本合計		
当期首残高	65,968	67,838
当中間期変動額		
剰余金の配当	△531	△531
中間純利益	2,311	2,560
自己株式の取得	△5	△2
自己株式の処分	0	—
土地再評価差額金の取崩	53	—
当中間期変動額合計	1,828	2,027
当中間期末残高	67,797	69,865

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	2,976	2,247
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	50	1,197
当中間期変動額合計	50	1,197
当中間期末残高	3,026	3,445
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	0	—
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△0	—
当中間期変動額合計	△0	—
当中間期末残高	—	—
土地再評価差額金		
当期首残高	6,855	6,808
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△53	—
当中間期変動額合計	△53	—
当中間期末残高	6,801	6,808
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	9,831	9,056
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△3	1,197
当中間期変動額合計	△3	1,197
当中間期末残高	9,827	10,253
少数株主持分		
当期首残高	498	562
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	30	27
当中間期変動額合計	30	27
当中間期末残高	528	590

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
純資産合計		
当期首残高	76,298	77,457
当中間期変動額		
剰余金の配当	△531	△531
中間純利益	2,311	2,560
自己株式の取得	△5	△2
自己株式の処分	0	—
土地再評価差額金の取崩	53	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	26	1,225
当中間期変動額合計	1,855	3,252
当中間期末残高	78,153	80,710

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	4,086	4,495
減価償却費	479	474
減損損失	93	10
貸倒引当金の増減(△)	615	△1,148
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△40	△55
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△4	13
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	3	36
利息返還損失引当金の増減額(△は減少)	△0	△3
資金運用収益	△16,414	△15,674
資金調達費用	1,784	1,509
有価証券関係損益(△)	△2,636	△606
為替差損益(△は益)	△5	△4
固定資産処分損益(△は益)	161	32
商品有価証券の純増(△)減	△1	△8
貸出金の純増(△)減	1,502	4,007
預金の純増減(△)	16,665	67,660
譲渡性預金の純増減(△)	44,820	61,513
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	11,525	△5,464
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	1	△45
コールローン等の純増(△)減	△52,364	△124,998
外国為替(資産)の純増(△)減	△503	1,439
外国為替(負債)の純増減(△)	0	△1
資金運用による収入	16,722	15,827
資金調達による支出	△1,844	△1,538
その他	527	607
小計	25,176	8,078
法人税等の支払額	△681	△1,997
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,495	6,080
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△226,694	△245,727
有価証券の売却による収入	161,440	64,457
有価証券の償還による収入	39,003	143,291
有形固定資産の取得による支出	△314	△788
有形固定資産の売却による収入	106	233
無形固定資産の取得による支出	△32	△112
投資活動によるキャッシュ・フロー	△26,491	△38,646

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債の発行による収入	7,000	—
劣後特約付社債の償還による支出	△7,000	—
配当金の支払額	△531	△532
少数株主への配当金の支払額	△0	△0
自己株式の取得による支出	△5	△2
自己株式の売却による収入	1	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△535	△535
現金及び現金同等物に係る換算差額	5	4
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△2,526	△33,096
現金及び現金同等物の期首残高	34,574	62,977
現金及び現金同等物の中間期末残高	*1 32,048	*1 29,881

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1)連結子会社6社 ひめぎんビジネスサービス株式会社 株式会社ひめぎんソフト ひめぎん総合リース株式会社 株式会社愛媛ジェーシービー ひめぎんスタッフサポート株式会社 えひめインベストメント株式会社 (2)非連結子会社 会社名 ・投資事業有限責任組合えひめベンチャーファンド2004 ・有限会社愛媛シップファイナンスを営業者とする匿名組合 ・えひめガイヤファンド投資事業有限責任組合 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
持分法適用の非連結子会社3社 会社名 ・投資事業有限責任組合えひめベンチャーファンド2004 ・有限会社愛媛シップファイナンスを営業者とする匿名組合 ・えひめガイヤファンド投資事業有限責任組合

3. 連結子会社の中間決算日に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 6社

4. 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式等については中間連結決算期末月1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：38年～50年 その他：3年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ② 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。 ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部査定部署が二次査定を実施した後、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は親会社13,062百万円(前連結会計年度末は13,439百万円)、連結子会社620百万円(前連結会計年度末は606百万円)であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
(6) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当該中間連結会計期間に帰属する額を計上しておりますが、当中間連結会計期間においては該当ありません。

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)</p>
<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として5年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から費用処理</p>
<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>
<p>(9) 利息返還損失引当金の計上基準 利益返還損失引当金は、将来の利息返還損失に備えるため、過去の返還実績を踏まえ、かつ最近の返還状況を考慮する等により返還額を合理的に見積もり、計上しております。</p>
<p>(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております</p>
<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
<p>(12) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスクヘッジ 当行は業務運営方針にリスク管理基準を設定して厳格に運用を行っており、そのうちヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップの特例処理を行っております。 (ロ) 為替変動リスクヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
<p>(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>
<p>(14) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間連結会計期間の費用に計上しております。</p>
<p>(15) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当行及び連結子会社の決算期において予定している剰余金の処分による圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。</p>

【追加情報】

<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)</p>
<p>当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間連結会計期間については遡及処理を行っておりません。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社の出資金306百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,482百万円、延滞債権額は37,533百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は173百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,620百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は53,810百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,659百万円であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社の出資金291百万円を含んでおります。</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,357百万円、延滞債権額は36,088百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は242百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,023百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は52,712百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,499百万円であります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 24,541百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 2,112百万円</p> <p>借入金 10,160百万円</p> <p>上記のほか、為替決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券39,508百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は206百万円であります。</p> <p>※8 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は4,982百万円であります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、181,277百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が178,955百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 22,607百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 2,238百万円</p> <p>借入金 5,000百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券55,949百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は214百万円あります。</p> <p>※8 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は5,403百万円あります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、189,788百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が187,166百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額は、当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を10,348百万円下回っております。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 18,829百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,300百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は、劣後特約付社債13,000百万円でありませ</p>	<p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を10,675百万円下回っております。</p> <p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 18,723百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,300百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債は、劣後特約付社債13,000百万円でありませ</p>

(中間連結損益及び包括利益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
<p>※2 その他経常費用には、貸出金償却1,333百万円、貸倒引当金繰入額1,408百万円及び株式等償却275百万円を含んでおります。</p> <p>※3 継続的な地価の下落により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額93百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>区分 遊休資産 地域 中四国地域 主な用途 — 種類 土地 減損損失 48百万円 (うち土地48百万円)</p> <p>区分 営業用資産 地域 中四国地域 主な用途 — 種類 社宅 減損損失 9百万円 (うち土地9百万円)</p> <p>区分 営業用資産 地域 中四国地域 主な用途 — 種類 営業店 減損損失 35百万円 (うち土地35百万円)</p> <p>資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし出張所は母店にグルーピング)で行っております。</p> <p>資産のグループの回収可能額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日)に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	<p>※1 その他経常収益には、貸倒引当金戻入益319百万円及び償却債権取立益7百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却337百万円、株式等売却損841百万円及び株式等償却577百万円を含んでおります。</p> <p>※3 継続的な地価の下落により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額10百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>区分 遊休資産 地域 中四国地域 主な用途 — 種類 土地 減損損失 10百万円 (うち土地10百万円)</p> <p>資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし出張所は母店にグルーピング)で行っております。</p> <p>資産のグループの回収可能額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日)に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位: 千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	177,817	—	—	177,817	
合計	177,817	—	—	177,817	
自己株式					
普通株式	540	21	2	558	(注)
合計	540	21	2	558	

(注) 単元未満株式の買取及び売却による増減であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項なし。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	531	3.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年11月26日 取締役会	普通株式	531	利益剰余金	3.00	平成22年 9月30日	平成22年 12月3日

Ⅱ 当中間連結会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	177,817	—	—	177,817	
合計	177,817	—	—	177,817	
自己株式					
普通株式	573	9	—	582	(注)
合計	573	9	—	582	

(注) 単元未満株式の買取による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項なし。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年 6月29日 定時株主総会	普通株式	531	3.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年11月25日 取締役会	普通株式	531	利益剰余金	3.00	平成23年 9月30日	平成23年 12月 5日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成22年 9月30日現在	平成23年 9月30日現在
現金預け金勘定 35,485	現金預け金勘定 31,354
定期預け金 △73	定期預け金 △1,083
その他の預け金 △3,363	その他の預け金 △389
現金及び現金同等物 32,048	現金及び現金同等物 29,881

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借手)

①リース資産の内容

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(ア)有形固定資産

主として端末機であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

(ア)有形固定資産

主として端末機であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

②リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) リース投資資産の内訳

(貸手)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

リース料債権部分	6,274百万円
見積残存価額部分	395百万円
受取利息相当額	△786百万円
合計	5,883百万円

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

リース料債権部分	5,791百万円
見積残存価額部分	320百万円
受取利息相当額	△682百万円
合計	5,429百万円

(3) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定期日別内訳

(貸手)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

	リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分(百万円)
1年以内	2,321
1年超2年以内	1,667
2年超3年以内	1,193
3年超4年以内	871
4年超5年以内	408
5年超	206
合計	6,669

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

	リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分(百万円)
1年以内	2,164
1年超2年以内	1,515
2年超3年以内	1,173
3年超4年以内	793
4年超5年以内	329
5年超	134
合計	6,111

2. オペレーティング・リース取引

- ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

借手

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	107	151
1年超	793	937
合計	900	1,089

貸手

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	144	142
1年超	481	411
合計	626	554

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

I 前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。(注2)参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	64,406	64,406	0
(2) コールローン及び買入手形	125,064	125,064	—
(3) 買入金銭債権(※1)	25	25	—
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	110	110	—
(5) 有価証券	335,159	335,236	76
満期保有目的の債券	10,039	10,115	76
その他有価証券	325,120	325,120	—
(6) 貸出金	1,328,608		
貸倒引当金(※1)	16,332		
	1,312,275	1,325,545	13,270
(7) 外国為替	5,734	5,734	—
資産計	1,842,776	1,856,123	13,346
(1) 預金	1,651,204	1,652,543	1,339
(2) 譲渡性預金	102,973	102,973	—
(3) 借入金	34,473	34,473	△0
(4) 外国為替	6	6	—
(5) 社債	13,000	13,076	76
負債計	1,801,658	1,803,073	1,415
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	77	77	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	77	77	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、満期のある預け金のうち、約定期間が短期間の取引については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間の取引であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権については、個別貸倒引当金控除後の帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格によっております。

(5) 有価証券

主として、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。自行保証付私募債は、簿価及び見積もられた時価額が重要性から見て相当低いことから、帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、輸出手形・旅行小切手等(買入外国為替)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュフローを割り引いて現在価値を算出しております。その割引率は、新規に預金を受入れる際に使用する利率等を用いております。なお、預入期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算出しております。なお、金利満期が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 外国為替

外国為替における短期間の取引であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(5) 社債

当行の発行する社債の時価は、取引金融機関等から提示された価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）及び債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式(※1) (※2)	3,154
②組合出資金(※3)	323
合計	3,477

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度において非上場株式について2百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	31,354	31,357	2
(2) コールローン及び買入手形	250,076	250,076	—
(3) 買入金銭債権（※1）	23	23	—
(4) 商品有価証券			
売買目的有価証券	119	119	—
(5) 有価証券	375,438	375,491	52
満期保有目的の債券	9,447	9,500	52
その他有価証券	365,991	365,991	—
(6) 貸出金	1,324,600		
貸倒引当金（※1）	15,090		
	1,309,510	1,321,204	11,694
(7) 外国為替	4,295	4,295	—
資産計	1,970,818	1,982,567	11,749
(1) 預金	1,718,864	1,720,111	1,246
(2) 譲渡性預金	164,487	164,487	—
(3) 借入金	29,008	29,008	△0
(4) 外国為替	5	5	—
(5) 社債	13,000	13,125	125
負債計	1,925,365	1,926,738	1,372
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	85	85	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	85	85	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（※2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、満期のある預け金のうち、約定期間が短期間の取引については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間の取引であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権については、個別貸倒引当金控除後の帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格によっております。

(5) 有価証券

主として、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。自行保証付私募債は、簿価及び見積もられた時価額が重要性から見て相当低いことから、帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載してあります。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算出しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、輸出手形・旅行小切手等(買入外国為替)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュフローを割り引いて現在価値を算出しております。その割引率は、新規に預金を受入れる際に使用する利率等を用いております。なお、預入期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算出しております。なお、金利満期が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 外国為替

外国為替における短期間の取引であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(5) 社債

当行の発行する社債の時価は、取引金融機関等から提示された価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式(※1)	3,064
②組合出資金(※2)	306
合計	3,370

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

※中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。

I 前連結会計年度

1. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	3,917	3,993	76
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	3,917	3,993	76
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	6,122	6,122	—
	その他	—	—	—
	小計	6,122	6,122	—
合計		10,039	10,115	76

2. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	10,532	7,696	2,836
	債券	150,473	147,031	3,441
	国債	108,711	106,341	2,370
	地方債	18,039	17,452	586
	短期社債	—	—	—
	社債	23,722	23,237	485
	その他	252	244	8
	小計	161,259	154,972	6,287
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	9,816	11,063	△1,246
	債券	151,914	152,893	△978
	国債	110,899	111,637	△737
	地方債	12,014	12,172	△158
	短期社債	—	—	—
	社債	29,000	29,083	△82
	その他	2,129	2,308	△178
	小計	163,861	166,264	△2,403
合計		325,120	321,237	3,883

(注) 非上場株式(3,154百万円)、その他の証券(323百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は1,500百万円(全額株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準として、取得原価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損処理を実施いたします。下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価動向、発行会社の業績の推移等を検討し回復する見込みがあると認められないと判断される銘柄について減損処理を実施いたします。

II 当中間連結会計期間

1. 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対 照表計上額を超えるも の	国債	—	—	—
	地方債	2,925	2,978	52
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	2,925	2,978	52
時価が中間連結貸借対 照表計上額を超えない もの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	6,522	6,522	—
	その他	—	—	—
	小計	6,522	6,522	—
合計		9,447	9,500	52

2. その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え るもの	株式	11,599	8,816	2,782
	債券	287,239	283,085	4,153
	国債	209,988	207,066	2,921
	地方債	30,572	29,710	862
	短期社債	—	—	—
	社債	46,678	46,309	369
	その他	51	49	2
	小計	298,890	291,952	6,938
中間連結貸借対照表計 上額が取得原価を超え ないもの	株式	5,878	6,870	△991
	債券	60,587	60,741	△153
	国債	32,463	32,544	△81
	地方債	5,949	5,974	△25
	短期社債	—	—	—
	社債	22,175	22,222	△47
	その他	633	734	△100
	小計	67,100	68,346	△1,245
合計		365,991	360,298	5,692

(注) 非上場株式(3,064百万円)、その他の証券(306百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、677百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準として、取得原価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損処理を実施いたします。下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価動向、発行会社の業績の推移等を検討し回復する見込みがあると認められないと判断される銘柄について減損処理を実施いたします。

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

該当事項なし。

II 当中間連結会計期間

該当事項なし。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	3,883
その他有価証券	3,883
(△)繰延税金負債	1,633
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,249
(△)少数株主持分相当額	2
その他有価証券評価差額金	2,247

II 当中間連結会計期間

○その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	5,692
その他有価証券	5,692
(△)繰延税金負債	2,245
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,447
(△)少数株主持分相当額	2
その他有価証券評価差額金	3,445

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	4,940	2,005	52	52
	受取変動・支払固定	—	—	—	—
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	52	52

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益及び包括利益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	8,021	4,414	307	307
	買建	7,216	4,093	△282	△282
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	25	25

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益及び包括利益計算書に計上しております。
2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項なし。

(5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項なし。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

該当事項なし。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	—	—	—	—	—
金利スワップの特 例処理	金利スワップ	預金、貸出金	38,991	38,437	△478
	受取固定・支払変動		7,313	7,313	191
	受取変動・支払固定		31,677	31,124	△669
	合計	—	—	—	△478

(注) 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項なし。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項なし。

II 当中間連結会計期間

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	2,001	—	13	13
	受取変動・支払固定	—	—	—	—
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	13	13

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益及び包括利益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	7,481	5,666	510	510
	買建	6,696	5,359	△438	△438
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	72	72

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益及び包括利益計算書に計上しております。

- 2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項なし。

(5) 商品関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項なし。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年9月30日現在)

該当事項なし。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	—	—	—	—	—
金利スワップの特 例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	預金、貸出金	39,031 7,700 31,331	38,421 7,700 30,721	(注) 2.
	合計	—	—	—	—

(注)1. 時価の算定

- 取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。
店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。
2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている預金及び貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該預金及び貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項なし。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項なし。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項なし。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

該当事項なし。

II 当中間連結会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

該当事項なし。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち、分離された財務情報が入手可能であり、常務会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行及び連結子会社6社で構成し、銀行業務を中心に、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

従いまして、当行グループは、金融業におけるサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」と「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、為替業務を中心とした銀行業務等を行っております。なお、「銀行業」は、当行とその事務代行業務を行っている連結子会社を集約しております。「リース業」は、リース業務を行っております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、当行の中間連結財務諸表作成の会計処理方法と同一であります。セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	21,317	1,347	22,664	382	23,046	—	23,046
セグメント間の内部経常収益	219	221	441	793	1,234	△1,234	—
計	21,536	1,568	23,105	1,175	24,281	△1,234	23,046
セグメント利益	4,088	80	4,169	179	4,348	28	4,376
セグメント資産	1,855,928	9,099	1,865,028	5,171	1,870,199	△6,040	1,864,159
セグメント負債	1,779,865	7,784	1,787,649	3,482	1,791,132	△5,126	1,786,005
その他の項目							
減価償却費	464	10	474	5	480	—	480
資金運用収益	16,199	16	16,215	246	16,461	△47	16,414
資金調達費用	1,745	75	1,820	6	1,827	△42	1,784
減損損失	93	—	93	—	93	—	93
有形固定資産及び無形固定資産の増加額(△減少額)	△485	7	△478	△2	△481	—	△481

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンピュータシステム管理・運営業務、クレジットカード業務及び人材派遣業務等を含んでおります。

3. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額28百万円は、セグメント間取引消去による増額28百万円であります。

(2) セグメント資産の調整額△6,040百万円には、貸出金の消去2,882百万円、預け金の消去1,224百万円が含まれております。

(3) セグメント負債の調整額△5,126百万円には、借入金の消去2,882百万円、預金の消去1,224百万円が含まれております。

4. セグメント利益は、中間連結損益及び包括利益計算書の経常利益と調整を行っております。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち、分離された財務情報が入手可能であり、常務会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行及び連結子会社6社で構成し、銀行業務を中心に、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

従いまして、当行グループは、金融業におけるサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」と「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、為替業務を中心とした銀行業務等を行っております。なお、「銀行業」は、当行とその事務代行業務を行っている連結子会社を集約しております。「リース業」は、リース業務を行っております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、当行の中間連結財務諸表作成の会計処理方法と同一であります。セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	20,089	1,276	21,366	259	21,625	—	21,625
セグメント間の内部経常収益	202	184	386	875	1,262	△1,262	—
計	20,291	1,460	21,752	1,135	22,888	△1,262	21,625
セグメント利益	4,657	65	4,722	207	4,930	△76	4,853
セグメント資産	2,024,594	8,491	2,033,086	5,231	2,038,317	△5,766	2,032,551
セグメント負債	1,946,253	7,002	1,953,255	3,367	1,956,623	△4,782	1,951,840
その他の項目							
減価償却費	458	11	470	4	475	—	475
資金運用収益	15,466	13	15,479	230	15,709	△35	15,674
資金調達費用	1,475	64	1,539	1	1,540	△31	1,509
減損損失	10	—	10	—	10	—	10
有形固定資産及び無形固定資産の増加額(△減少額)	210	△27	182	△1	181	—	181

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンピュータシステム管理・運営業務、クレジットカード業務及び人材派遣業務等を含んでおります。
3. 調整額は、以下のとおりであります。
- (1) セグメント利益の調整額76百万円は、セグメント間取引消去による減額76百万円であります。
- (2) セグメント資産の調整額5,766百万円には、貸出金の消去2,330百万円、預け金の消去1,196百万円が含まれております。
- (3) セグメント負債の調整額4,782百万円には、借入金の消去2,330百万円、預金の消去1,196百万円が含まれております。
4. セグメント利益は、中間連結損益及び包括利益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	14,385	4,915	3,746	23,046

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益及び包括利益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益及び包括利益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

Ⅱ 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	13,803	3,699	4,122	21,625

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益及び包括利益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益及び包括利益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	93	—	93	—	93

Ⅱ 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	10	—	10	—	10

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項なし。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項なし。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	433.83	452.05

(注) 算定上の基礎

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額			
純資産の部の合計額	百万円	77,457	80,710
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	562	590
(うち少数株主持分)	百万円	562	590
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	76,894	80,119
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	177,243	177,234

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	13.03	14.44
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	2,311	2,560
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	2,311	2,560
普通株式の期中平均株式数	千株	177,266	177,240

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載していません。

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

該当事項なし。

2 【その他】

該当事項なし。

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	64,354	31,303
コールローン	125,064	250,076
買入金銭債権	93	78
商品有価証券	110	119
有価証券	※1, ※7, ※13 339,225	※1, ※7, ※13 379,427
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 1,328,380	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 1,324,001
外国為替	※6 5,734	※6 4,295
その他資産	※7 4,321	※7 4,308
有形固定資産	※9, ※11 30,157	※9, ※11 30,388
無形固定資産	706	687
繰延税金資産	7,888	6,895
支払承諾見返	7,872	7,499
貸倒引当金	△15,953	△14,703
資産の部合計	1,897,956	2,024,378
負債の部		
預金	※7 1,652,438	※7 1,720,060
譲渡性預金	102,973	164,487
借入金	※7, ※10 30,162	※7, ※10 24,932
外国為替	6	5
社債	※12 13,000	※12 13,000
その他負債	10,403	10,175
未払法人税等	1,943	1,537
リース債務	419	461
資産除去債務	20	20
その他の負債	8,020	8,155
役員賞与引当金	54	—
退職給付引当金	—	11
役員退職慰労引当金	355	391
睡眠預金払戻損失引当金	57	57
再評価に係る繰延税金負債	※11 5,607	※11 5,607
支払承諾	7,872	7,499
負債の部合計	1,822,933	1,946,228

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
資本金	19,078	19,078
資本剰余金	13,213	13,213
資本準備金	13,213	13,213
利益剰余金	33,943	35,859
利益準備金	5,497	5,603
その他利益剰余金	28,446	30,255
固定資産圧縮積立金	34	34
別途積立金	25,653	27,053
繰越利益剰余金	2,758	3,167
自己株式	△215	△217
株主資本合計	66,020	67,934
その他有価証券評価差額金	2,193	3,406
土地再評価差額金	※11 6,808	※11 6,808
評価・換算差額等合計	9,002	10,214
純資産の部合計	75,023	78,149
負債及び純資産の部合計	1,897,956	2,024,378

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
経常収益	21,383	20,143
資金運用収益	16,199	15,466
(うち貸出金利息)	14,295	13,736
(うち有価証券利息配当金)	1,778	1,573
役務取引等収益	1,588	1,709
その他業務収益	3,265	2,123
その他経常収益	330	※1 844
経常費用	17,302	15,490
資金調達費用	1,745	1,475
(うち預金利息)	1,371	1,063
役務取引等費用	1,335	1,280
その他業務費用	114	187
営業経費	※2 10,670	※2 10,709
その他経常費用	※3 3,436	※3 1,838
経常利益	4,081	4,653
特別利益	8	21
特別損失	※4, ※5 300	※4, ※5 383
税引前中間純利益	3,789	4,291
法人税、住民税及び事業税	2,147	1,478
法人税等調整額	△491	364
法人税等合計	1,656	1,843
中間純利益	2,132	2,447

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	19,078	19,078
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	19,078	19,078
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	13,213	13,213
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	13,213	13,213
資本剰余金合計		
当期首残高	13,213	13,213
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	13,213	13,213
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	5,284	5,497
当中間期変動額		
剰余金の配当	106	106
当中間期変動額合計	106	106
当中間期末残高	5,390	5,603
その他利益剰余金		
積立金		
当期首残高	24,288	25,688
当中間期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	△0	△0
別途積立金の積立	1,400	1,400
当中間期変動額合計	1,399	1,399
当中間期末残高	25,688	27,087
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,752	2,758
当中間期変動額		
剰余金の配当	△638	△638
中間純利益	2,132	2,447
自己株式の処分	△0	—
土地再評価差額金の取崩	53	—
固定資産圧縮積立金の取崩	0	0
別途積立金の積立	△1,400	△1,400
当中間期変動額合計	148	409
当中間期末残高	2,900	3,167

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
利益剰余金合計		
当期首残高	32,325	33,943
当中間期変動額		
剰余金の配当	△531	△531
中間純利益	2,132	2,447
自己株式の処分	△0	—
土地再評価差額金の取崩	53	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—
別途積立金の積立	—	—
当中間期変動額合計	1,654	1,915
当中間期末残高	33,979	35,859
自己株式		
当期首残高	△207	△215
当中間期変動額		
自己株式の取得	△5	△2
自己株式の処分	1	—
当中間期変動額合計	△4	△2
当中間期末残高	△211	△217
株主資本合計		
当期首残高	64,410	66,020
当中間期変動額		
剰余金の配当	△531	△531
中間純利益	2,132	2,447
自己株式の取得	△5	△2
自己株式の処分	0	—
土地再評価差額金の取崩	53	—
当中間期変動額合計	1,650	1,913
当中間期末残高	66,060	67,934
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	2,908	2,193
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	104	1,212
当中間期変動額合計	104	1,212
当中間期末残高	3,012	3,406
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	0	—
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△0	—
当中間期変動額合計	△0	—
当中間期末残高	—	—

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
土地再評価差額金		
当期首残高	6,855	6,808
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△53	—
当中間期変動額合計	△53	—
当中間期末残高	6,801	6,808
評価・換算差額等合計		
当期首残高	9,763	9,002
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	50	1,212
当中間期変動額合計	50	1,212
当中間期末残高	9,813	10,214
純資産合計		
当期首残高	74,173	75,023
当中間期変動額		
剰余金の配当	△531	△531
中間純利益	2,132	2,447
自己株式の取得	△5	△2
自己株式の処分	0	—
土地再評価差額金の取崩	53	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	50	1,212
当中間期変動額合計	1,700	3,126
当中間期末残高	75,874	78,149

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式等については、中間決算期末月1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：38年～50年 その他：3年～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部査定部署が二次査定を実施した後、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,062百万円(前事業年度末は13,439百万円)であります。

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	<p>(2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当該中間会計期間に帰属する額を計上しておりますが、当中間会計期間においては該当ありません。</p> <p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により、按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。</p>
6 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスクヘッジ 当行は業務運営方針にリスク管理基準を設定して厳格に運用を行っており、そのうちヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>(ロ)為替変動リスクヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
9 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、主として税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用に計上しております。</p>
10 税効果会計に関する事項	中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している剰余金の処分による圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。

【追加情報】

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
※1 関係会社の株式及び出資額総額 1,424百万円 ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,482百万円、延滞債権額は36,094百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は173百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,105百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は51,855百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※1 関係会社の株式及び出資額総額 1,409百万円 ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は3,357百万円、延滞債権額は34,605百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は242百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,523百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は50,728百万円あります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,659百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 24,541百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 2,112百万円</p> <p>借入金 10,160百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券39,508百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は197百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、165,853百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が163,531百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 18,738百万円</p> <p>※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,300百万円が含まれております。</p>	<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,499百万円であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 22,607百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 2,238百万円</p> <p>借入金 5,000百万円</p> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券55,949百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は205百万円あります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、175,344百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が172,722百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 18,626百万円</p> <p>※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,300百万円が含まれております。</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額は当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を10,348百万円下回っております。</p> <p>※12 社債は、劣後特約付社債13,000百万円であります。</p> <p>※13 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は4,982百万円であります。</p>	<p>※11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額は当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を10,675百万円下回っております。</p> <p>※12 社債は、劣後特約付社債13,000百万円であります。</p> <p>※13 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は5,403百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
<p>※2 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 2em;">有形固定資産 314百万円 無形固定資産 148百万円</p> <p>※3 その他経常費用には、貸出金償却1,170百万円、貸倒引当金繰入額1,309百万円及び株式等償却275百万円を含んでおります。</p> <p>※4 特別損失は、固定資産処分損141百万円及び減損損失93百万円であります。</p> <p>※5 継続的な地価の下落により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額93百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p style="padding-left: 2em;">区分 遊休資産 地域 中四国地域 主な用途 — 種類 土地 減損損失 48百万円 (うち土地48百万円)</p> <p style="padding-left: 2em;">区分 営業用資産 地域 中四国地域 主な用途 — 種類 社宅 減損損失 9百万円 (うち土地9百万円)</p> <p style="padding-left: 2em;">区分 営業用資産 地域 中四国地域 主な用途 — 種類 営業店 減損損失 35百万円 (うち土地35百万円)</p> <p>資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし出張所は母店にグルーピング)で行っております。</p> <p>資産のグループの回収可能額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日)に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>	<p>※1 その他経常収益には、貸倒引当金戻入益421百万円及び償却債権取立益7百万円を含んでおります。</p> <p>※2 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 2em;">有形固定資産 329百万円 無形固定資産 128百万円</p> <p>※3 その他経常費用には、貸出金償却186百万円、株式等売却損841百万円及び株式等償却577百万円を含んでおります。</p> <p>※4 特別損失は、確定拠出年金移行費用319百万円、固定資産処分損53百万円及び減損損失10百万円あります。</p> <p>※5 継続的な地価の下落により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額10百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p style="padding-left: 2em;">区分 遊休資産 地域 中四国地域 主な用途 — 種類 土地 減損損失 10百万円 (うち土地10百万円)</p> <p>資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし出張所は母店にグルーピング)で行っております。</p> <p>資産のグループの回収可能額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日)に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当中間会計期 間増加株式数 (千株)	当中間会計期 間減少株式数 (千株)	当中間会計期 間末株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	540	21	2	558	(注)

(注) 単元未満株式の買取及び売却による増減であります。

2 「その他利益剰余金」のうち「積立金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	当事業年度期首残高 (百万円)	当中間会計期間中の 変動額 (百万円)	当中間会計期間末残高 (百万円)
有形固定資産 圧縮積立金	35	△0	34
別途積立金	24,253	1,400	25,653

II 当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当中間会計期 間増加株式数 (千株)	当中間会計期 間減少株式数 (千株)	当中間会計期 間末株式数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	573	9	—	582	(注)

(注) 単元未満株式の買取による増加であります。

2 「その他利益剰余金」のうち「積立金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	当事業年度期首残高 (百万円)	当中間会計期間中の 変動額 (百万円)	当中間会計期間末残高 (百万円)
有形固定資産 圧縮積立金	34	△0	34
別途積立金	25,653	1,400	27,053

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

前事業年度(平成23年3月31日)

(ア)有形固定資産

主として端末機であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(ア)有形固定資産

主として端末機であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	1,364	1,162	—	202
無形固定資産	0	0	—	0
合計	1,364	1,162	—	202

(注)取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間会計期間末残高相当額
有形固定資産	855	726	—	129
無形固定資産	0	0	—	0
合計	855	726	—	129

(注)取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

②未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	132	110
1年超	69	19
合計	202	129

(注)未経過リース料中間会計期間末(期末)残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末(期末)残高が有形固定資産の中間会計期間末(期末)残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。

③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
支払リース料	132	72
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減価償却費相当額	132	72
減損損失	—	—

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

借手

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	64	95
1年超	793	937
合計	857	1,033

貸手

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	144	142
1年超	481	411
合計	626	554

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前事業年度(平成23年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式1,414百万円、関連会社株式一百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

II 当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式1,399百万円、関連会社株式一百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	12.03	13.80
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	2,132	2,447
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	2,132	2,447
普通株式の期中平均株式数	千株	177,266	177,240

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項なし。

4 【その他】

中間配当

平成23年11月25日開催の取締役会において、第108期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 531百万円

1株当たりの中間配当金 3円00銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月8日

株式会社愛媛銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊加井真弓 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀川紀之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴森寿士 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社愛媛銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益及び包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社愛媛銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月8日

株式会社愛媛銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊加井真弓 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀川紀之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴森寿士 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社愛媛銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第108期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社愛媛銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月25日
【会社名】	株式会社愛媛銀行
【英訳名】	The Ehime Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	頭取 中山 紘 治 郎
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	愛媛県松山市勝山町2丁目1番地
【縦覧に供する場所】	株式会社愛媛銀行 高知支店 (高知市はりまや町1丁目4番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注) 高知支店は、金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため備えるものであります。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行頭取 中山紘治郎は、当行の第108期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。